

他市町村から旭区に引っ越したら
(市外転入)



項目	対象となる方など	内容	担当窓口	
住民異動届				
日本国内から	大阪市外から旭区に転入される方	前居住地発行の 転出証明書 (特例転出を除く)、 免許証等(本人確認用) をご持参ください。	1階 11番	窓口サービス課 (住民登録) (06) 6957-9963
海外から	国外から旭区に転入される方	パスポート、戸籍謄本・戸籍附票(本籍が大阪市旭区の場合、または大阪市旭区→海外→大阪市旭区という順番で異動をされた方は不要となる場合があります)		
※ マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方 マイナンバーカード(個人番号) をご持参ください。(必須) ※ 外国籍住民の方 在留カード 又は 特別永住者証明書 をご持参ください。(必須)				
印鑑登録・マイナンバーカード等に関すること				
印鑑登録	印鑑登録をされる方	新たに旭区で登録が必要です。 転入前市町村の 印鑑登録証明書 は発行できません。	1階 11番	窓口サービス課 (住民登録) (06) 6957-9963
マイナンバー(個人番号)カード	マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方	新住所を記載し、公的個人認証サービスの継続利用手続きを行います。 マイナンバーカードをご持参ください。		
	公的個人認証サービスご利用の方	住所変更を行うと署名用電子証明等は失効します。 あらたに公的個人認証サービス(コンビニ交付等)を利用するためには、マイナンバー(個人番号)カードに搭載される「 電子証明書 」が必要です。 マイナンバーカードをご持参ください。		
在留カード等	外国籍をお持ちの住民の方	新住所を記載します。 お持ちのカードをご持参ください。		
健康保険・医療費助成・介護保険に関すること				
国民健康保険	74歳以下の国民健康保険の対象となる方	国民健康保険に加入されている方は、窓口で手続き終了後、1週間程度で新住所を記載した資格確認書を簡易書留で送付します。 ※マイナ保険証をお持ちの場合は、「資格情報のお知らせ」を送付します。	1階 8番	窓口サービス課 (保険年金) (06) 6957-9956
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度の対象となる方	前住所地発行の 負担区分証明書(府外転入の場合のみ) をご持参ください。1週間程度で新住所を記載した資格確認書を簡易書留で送付します。		
各種医療費助成	各種医療助成の対象となる方	①こども医療(18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもがおられる方)②ひとり親家庭等医療③重度障がい者医療の医療証をお持ちの方は住所変更手続きが必要です。対象者の 健康保険資格確認書等 、お持ちの 医療証 をご持参ください。	①② 2階 26番	保健子育て課 (子育て支援) (06) 6957-9173
			③ 2階 28番	福祉課 (地域福祉) (06) 6957-9857
介護保険	65歳以上の方 40～64歳の方で介護認定を受けておられる方	後日、住所変更後の介護保険証を送付します。 要介護認定を受けておられる方は、手続きが必要です。 介護保険受給資格証明書 をご持参ください。	2階 29番	福祉課 (介護保険) (06) 6957-9859

※ 必ず裏面もご覧ください。

項目	対象となる 方など	内容	担当窓口	
18歳以下のこどもがいる方				
就学 〔小学校 中学校〕	校区が変更 となる方	通学していた学校で転退学の手続きを行い、その際に発行される <u>在学 証明書</u> をご持参ください。	1階 11番	窓口サービス課 （住民登録） （06） 6957-9963
児童手当	18歳に達する日 以後の最初の3 月31日(高校生 年代)までの子を 養育している方	転入の日から15日以内に手続きが必要です。 請求者(生計中心者)の <u>健康保険証・振込先がわかるもの(通帳等)</u> を ご持参ください。	2階 26番	保健子育て課 （子育て支援） （06） 6957-9173
児童扶養 手当	児童扶養 手当認定中 の方	児童扶養手当の手続きが必要です。 必要な書類は、担当までお問い合わせください。		
保育所	保育所 入所希望 の方	保育所への入所を希望されている方は、申し込み手続きを行ってくだ さい。		
母子 健康手帳	現在 妊娠中の方 及び 乳幼児が おられる方	住所変更届が必要ですので、 <u>母子健康手帳</u> を持参してください。	2階 25番	保健子育て課 （保健衛生） （06） 6957-9882
予防接種 手帳		お済みでない予防接種の予診票をお渡しますので、 <u>母子健康手帳</u> をご持参ください。		
70歳以上の方				
敬老優待 乗車証	区役所窓口 で手続き できる方	本市の他の福祉的措置(障がいのある方の無料パス等の制度)を受け ている方を除きます。 <u>カラーの顔写真</u> (縦4.5cm×横3.5cm)、 <u>本人確 認できるもの</u> (運転免許証等)が必要です。必ずご本人がお手続きに お越し下さい。	2階 29番	福祉課 （介護保険） （06） 6957-9859
各種保健福祉サービスを受給中の方				
身体 障がい者 手帳	身体障がい者手 帳を お持ちの方	各種手帳、重度障がい者医療、自立支援医療(更生医療・精神通院・ 育成医療)等の手続きが必要です。 <u>前住所地発行の手帳、医療証、受給者証</u> ほか、必要な書類について は、担当までお問合せください。	2階 28番	福祉課 （地域福祉） （06） 6957-9857
精神 障がい者 保健福祉手帳	精神障がい者 保健福祉 手帳を お持ちの方			
療育手帳	療育手帳 をお持ちの方			
特定 医療費 〔指定難病〕	特定医療費(指 定難病) の受給者証をお 持ちの方	手続きが必要です。お持ちの <u>受給者証</u> をご持参ください。詳しくは担当 にお尋ねください。	2階 25番	保健子育て課 （保健衛生） (06)6957-9882
小児慢性 特定疾病	小児慢性特定疾 病の助成を受け ておられる方	住所変更手続きが必要です。 お持ちの <u>受給者証</u> をご持参ください。		
公害健康 医療	公害医療 手帳を お持ちの方	住所変更手続きが必要です。 <u>公害医療手帳等</u> をご持参ください。		
被爆者 健康手帳	被爆者健康 手帳を お持ちの方	住所変更手続きが必要です。 <u>被爆者健康手帳</u> をご持参のうえ、詳しく は担当にお尋ねください。		

令和8年7月作成

※ 必ず裏面もご覧ください。